

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人明徳会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費を言い、報酬とは明確に区分される者とする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 役員及び評議員から報酬受給を辞退する旨申出があった場合は、報酬辞退届（別記様式）を徴し、理事長に提出するものとする。

3 前項の規定する報酬受給辞退の申出があった場合は、報酬を支給しないものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 報酬（理事長・理事・監事）
- (2) 賞与（報酬月額×ヶ月分）
- (3) 退職慰労金（最終報酬月額×在任年数× ）

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。

3 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

4 在任期間が1年未満の非常勤の役員及び評議員の報酬の額は別表第3に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第4の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月26日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第4条の規程に準じて支給)

(2) 賞与 毎年6月及び12月

(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2ヶ月以内

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、当該年度末3月中に支給する。

3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあっては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者は、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は、解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおりは数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 10 条 この法人は、この規程を持って、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補足)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別記様式（第3条関係）

報酬辞退届

社会福祉法人明徳会 役員及び評議員の報酬等に関する規程第3条第2項の規定により、役員及び評議員に係る報酬につきまして、受給辞退を申出ます。

平成 年 月 日

申出者

住 所

氏 名

印

社会福祉法人 明徳会 理事長 様

別表第 1 (非常勤の役員報酬)

役職名	報酬の額
理事長	年額 50,000 円
理事	年額 30,000 円
監事	年額 30,000 円

別表第 2 (評議員の報酬)

評議員	年額 30,000 円
-----	-------------

別表第 3 (在任期間 1 年未満の報酬)

在任期間 (理事長・理事・監事・評議員)	支給割合
9 ヶ月以上 12 ヶ月	3/3
5 ヶ月以上 9 ヶ月未満	2/3
1 ヶ月以上 5 ヶ月未満	1/3

別表第 4 (職員給与との併給)

役職名	報酬の額
理事長	年額 20,000 円
理事	年額 20,000 円